

金融円滑化への取り組み

1 金融円滑化への対応

三井住友トラスト・グループでは、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまへの円滑な資金供給を最も重要な社会的使命の一つと位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

各種ご相談やご返済条件の変更などのお申し込みに迅速かつ適切に対応するなど、さらなる円滑な金融仲介機能を発揮していくため、金融の円滑化に関する基本方針を定めています。

また、円滑な金融仲介機能を発揮するため、営業店におけるお客さまからのご返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みに適切に対応する態勢、本部における営業店の対応状況を適切に把握する態勢を整備するとともに、金融円滑化に関する苦情やご相談については、各営業店のほか専用ダイヤルなどで受け付けています。

2013年3月末に「中小企業者などに対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限が到来しましたが、今後も引き続き、中小企業のお客さまの事業活動の円滑な遂行と住宅ローンをご利用のお客さまの生活の安定のため、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に向けて取り組んでいくとともに、ご返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みがあった際には、ご事情に応じて柔軟かつ適切に対応するよう努めています。

また、三井住友信託銀行では、2014年2月から適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時に焦点を当てた同ガイドラインの特則」（2020年4月適用開始）、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（2022年4月公表）などを尊重、遵守するための態勢を整備しており、「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」についてはホームページにも開示しています。加えて、2016年4月から適用が開始された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」および「同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」（2020年12月適用開始）を尊重し、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う相談受付に加えて、昨今の海外情勢や世界的な物価高騰などの影響を直接または間接に受けているお客さまからのご相談に適切に対応する態勢を整えています。

2 中小企業のお客さまの経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況

(1) 中小企業のお客さまの経営支援に関する取り組み方針

三井住友信託銀行は、中小企業のお客さまに対しては、経営相談や経営指導、経営再建計画策定支援といったコンサルティング機能の発揮を通じ、お客さまの実情を踏まえた事業改善や再生に向けた支援などの取り組みを行っています。

(2) 中小企業のお客さまの経営支援に対する態勢整備

三井住友信託銀行では、中小企業のお客さまの経営支援を行うため、「金融円滑化推進室」を設置し、お客さまからの各種ご相談やお申し込みに適切かつ十分にお応えしていくための態勢を整備しています。

中小企業のお客さまの経営支援に係る具体的な対応としては、営業店ならびに本部にて、中小企業のお客さまの業況や取引状況などを踏まえ、ご事情に応じて経営再建計画の策定支援や、経営再建計画の進捗に向けたサポートなどの取り組みを行っています。また、お客さまの海外進出や事業承継への支援、電子記録債権に係る態勢も整備しています。

① 海外進出への支援に係る取り組み

三井住友信託銀行では、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、香港、上海およびタイの6拠点体制で海外に進出する日系企業のお客さまへ融資、預金、為替、デリバティブなどの金融サービスを提供しています。

独自の拠点展開に加え、アジア各国の有力銀行との提携により、ニーズの拡大する現地通貨建て金融サービスにも力を入れています。ベトナムでは、業務提携覚書を締結するBank for Investment and Development of Vietnam（以下、BIDV）とのリース合弁会社『BIDV-SuMi TRUST Leasing Company, Ltd.』を通じ、進出する日系企業向け販売金融などの金融サービス強化を図っています。

② 事業承継の支援に係る取り組み

三井住友信託銀行では、法人、個人双方のお客さまの多様な資産承継・事業承継ニーズに対して、きめ細かなご提案と迅速な情報提供を行っています。関連会社（三井住友トラスト・ウェルスパートナース）や各種専門家（弁護士、税理士など）とも連携しながら、企業オーナーのお客さまや資産家のお客さまのニーズに対してオーダーメイドのサービスを提供しています。

全国の営業店においては、企業オーナーのお客さまの抱える相続や事業承継などに対する不安や課題の身近な相談窓口として、財務コンサルタントを配置し、豊富な経験を通じて蓄積したノウハウを活かし、「相続、資産承継・事業承継」「資産運用・管理」の両面について、お客さまからのご相談をお受けしています。

さらに、これまでお取引をいただいていたお客さまに対しても、広く三井住友信託銀行のコンサルティング機能を知っていただく機会として、提携税理士法人などとも協働し、企業オーナーさま向けの「相続・事業承継税制」「信託を活用した事業承継対策」などをテーマとするセミナーを開催しています。

③ 電子記録債権に係る取り組み

三井住友信託銀行では、中小企業のお客さまの資金調達の円滑化などに資するべく、2012年2月から、全国の金融機関が参加する「全銀電子記録債権ネットワーク」に基づく「でんさいサービス」を提供しています。加えて、「でんさい一括ファクタリングサービス」もご利用いただいています。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、全銀電子記録債権ネットワークより、災害救助法が適用された際の金融上の措置要請（支払不能処分の猶予など）と同様の取り扱いに努めるよう要請を受けています。振り出し済みのでんさいのお支払いなどご相談がありましたら、お客さまのご事情に応じて柔軟かつ適切に対応するよう努めていきます。

(3) 中小企業のお客さまの経営支援に関する取り組み状況・地域の活性化に関する取り組み状況

三井住友信託銀行は全国に営業店があり、特定の地域の活性化のための取り組みは行っていないませんが、各営業店のお取引先の個別のご事情や取引状況に応じ経営改善に向けた支援を中心とした取り組みを行っています。

具体的な取り組み事例

- お取引先の遊休不動産（賃貸ビルなど）の売却について、買い手候補先のご紹介および売却仲介を通じ、お取引先の有利子負債の削減に寄与。
- お取引先に対する営業斡旋（不動産の測量案件）を実施、お取引先の売上向上に寄与。